

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）

改正案

現行

<p>(この規則の適用)</p> <p>第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定のうち第二十四条の第二項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表（以下「連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の二の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各</p>	<p>(この規則の適用)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定のうち第二十四条の第二項において準用し、及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第一条第一項の規定により金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類のうち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表（以下「連結財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、財務諸表等規則第一条の二の規定の適用を受けるものを除き、この規則の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各</p>
---	---

号に定めるところによる。

- 一 連結財務諸表提出会社 法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社及び指定法人をいう。
- 二 親会社 財務諸表等規則第八条第三項の規定により、連結財務諸表提出会社の親会社とされる者をいう。
- 三 子会社 財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により連結財務諸表提出会社の子会社とされる者をいう。
- 四 連結子会社 連結の範囲に含まれる子会社をいう。
- 五 連結会社 連結財務諸表提出会社及び連結子会社をいう。
- 六 非連結子会社 連結の範囲から除かれる子会社をいう。
- 七 関連会社 財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。
- 八 十三 (略)
- 十四 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第五章において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。）の合計額をいう。
- 十五 デリバティブ取引 財務諸表等規則第十四項に規定する取引をいう。
- 十六 売買目的有価証券 財務諸表等規則第二十項に規定する有価証券をいう。
- 十七 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第二十一項に規定する債券をいう。

号に定めるところによる。

- 一 連結財務諸表提出会社 法の規定により連結財務諸表を提出すべき会社（指定法人を含む。以下同じ。）をいう。
- 二 子会社 財務諸表等規則第八条第三項、第四項及び第七項の規定により連結財務諸表提出会社の子会社とされる者をいう。
- 三 連結子会社 連結の範囲に含まれる子会社をいう。
- 四 連結会社 連結財務諸表提出会社及び連結子会社をいう。
- 五 非連結子会社 連結の範囲から除かれる子会社をいう。
- 六 関連会社 財務諸表等規則第八条第五項及び第六項の規定により連結財務諸表提出会社の関連会社とされる者をいう。
- 七 関連当事者 財務諸表等規則第八条第十六項に規定する者をいう。
- 八 十三 (略)
- 十四 資金 現金（当座預金、普通預金その他預金者が一定の期間を経ることなく引き出すことができる預金を含む。第七十七条、第八十一条及び第八十四条において同じ。）及び現金同等物（容易に換金することが可能であり、かつ、価値の変動のリスクが低い短期的な投資をいう。以下同じ。）の合計額をいう。
- 十五 デリバティブ取引 財務諸表等規則第十三項に規定する取引をいう。
- 十六 売買目的有価証券 財務諸表等規則第十九項に規定する有価証券をいう。
- 十七 満期保有目的の債券 財務諸表等規則第二十項に規定する債券をいう。

十八 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十二項に規定する有価証券をいう。

十九・二十 (略)

二十一 自社株式オプション 自社の株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払いにより原資産である当該自社の株式を取得する権利をいう。)をいう。

二十二 ストック・オプション 自社株式オプション(前号に規定する自社株式オプションをいう。)のうち、連結会社が従業員等(当該連結会社と雇用関係にある使用人のほか、当該連結会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。)に報酬(労働や業務執行等の対価として当該連結会社が従業員等に給付するものをいう。)として付与するものをいう。

二十三 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業結合をいう。

二十四 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

二十五 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十九項に規定する企業をいう。

二十六 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。

二十七 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。

二十八 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十三項に規定する企業をいう。

十八 その他有価証券 財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する有価証券をいう。

十九・二十 (略)

二十一 自社株式オプション 自社の株式を原資産とするコール・オプション(一定の金額の支払いにより原資産である連結会社の株式を取得する権利をいう。)をいう。

二十二 ストック・オプション 自社株式オプション(前号に規定する自社株式オプションをいう。)のうち、連結会社が従業員等(連結会社と雇用関係にある使用人のほか、連結会社の取締役、会計参与、監査役及び執行役並びにこれらに準ずる者をいう。)に報酬(労働や業務執行等の対価として連結会社が従業員等に給付するものをいう。)として付与するものをいう。

二十三 企業結合 財務諸表等規則第八条第二十六項に規定する企業結合をいう。

二十四 取得企業 財務諸表等規則第八条第二十七項に規定する企業をいう。

二十五 被取得企業 財務諸表等規則第八条第二十八項に規定する企業をいう。

二十六 結合企業 財務諸表等規則第八条第三十項に規定する企業をいう。

二十七 被結合企業 財務諸表等規則第八条第三十一項に規定する企業をいう。

二十八 結合後企業 財務諸表等規則第八条第三十二項に規定する企業をいう。

二十九 結合当事企業 財務諸表等規則第八條第三十四項に規定する企業をいう。

三十 パーチェス法 財務諸表等規則第八條第三十五項に規定する方法をいう。

三十一 持分プーリング法 財務諸表等規則第八條第三十六項に規定する方法をいう。

三十二 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八條第三十七項に規定する共通支配下の取引等をいう。

三十三 事業分離 財務諸表等規則第八條第三十八項に規定する事業分離をいう。

三十四 分離元企業 財務諸表等規則第八條第三十九項に規定する企業をいう。

三十五 分離先企業 財務諸表等規則第八條第四十項に規定する企業をいう。

(連結の範囲)

第五條 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、指定法人、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならぬ。

二十九 結合当事企業 財務諸表等規則第八條第三十三項に規定する企業をいう。

三十 パーチェス法 財務諸表等規則第八條第三十四項に規定する方法をいう。

三十一 持分プーリング法 財務諸表等規則第八條第三十五項に規定する方法をいう。

三十二 共通支配下の取引等 財務諸表等規則第八條第三十六項に規定する共通支配下の取引等をいう。

三十三 事業分離 財務諸表等規則第八條第三十七項に規定する事業分離をいう。

三十四 分離元企業 財務諸表等規則第八條第三十八項に規定する企業をいう。

三十五 分離先企業 財務諸表等規則第八條第三十九項に規定する企業をいう。

(連結の範囲)

第五條 (略)

2 (略)

3 次の各号に掲げる会社等(会社、組合その他これらに類する事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。)の財政又は経営の状態等に関する事項で、当該企業集団の財政状態及び経営成績の判断に影響を与えると認められる重要なものがある場合には、その内容を連結財務諸表に注記しなければならぬ。

一・二 (略)

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 (略)

2・4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一～四 (略)

(削る)

五 重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第八号に規定する会計処理をいう。以下同じ。）の方法

六 (略)

6・7 (略)

(リース取引に関する注記)

第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と、同条第一項第一号及び第二号並びに第二項中「当事業年度末」とあるのは「当連結会計年度末」と、同条第一項第二号口中「貸借対照表日」とあるのは「連結決算日」と、同条第三項中「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(関連当事者の範囲)

一・二 (略)

(連結の範囲等に関する記載)

第十三条 (略)

2・4 (略)

5 第一項第四号に掲げる会計処理基準に関する事項については、次の各号に定める事項を記載するものとする。

一～四 (略)

五 重要なリース取引の処理方法

六 重要なヘッジ会計（財務諸表等規則第八条の二第九号に規定する会計処理をいう。以下同じ。）の方法

七 (略)

6・7 (略)

(リース取引に関する注記)

第十五条の三 財務諸表等規則第八条の六の規定は、リース取引について準用する。この場合において、同条中「当該会社」とあるのは「当該連結会社」と、「当該事業年度」とあるのは「当該連結会計年度」と、「貸借対照表」とあるのは「連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

(関連当事者との取引に関する注記)

第十五条の四 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 連結財務諸表提出会社の親会社
- 二 連結財務諸表提出会社の非連結子会社
- 三 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
- 四 連結財務諸表提出会社その他の関係会社（連結財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
- 五 連結財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社
- 六 連結財務諸表提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。次号から第九号までにおいて同じ。）
- 七 連結財務諸表提出会社の役員（法第二十一条第一項第一号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する役員をいう。以下この条において同じ。）及びその近親者
- 八 連結財務諸表提出会社の親会社の役員及びその近親者
- 九 連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員及びその近親者
- 十 前四号に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社
- 十一 従業員のための企業年金（連結財務諸表提出会社又は連結子会社と重要な取引（掛金の拠出を除く。）を行う場合に限る。）

（関連当事者との取引に関する注記）

第十五条の四 財務諸表等規則第八条の十の規定（同条第一項ただし書を除く。）は、関連当事者との取引について準用する。この場合において、同条中「財務諸表」とあるのは「連結財務諸表」と読み替えるものとする。

2 連結財務諸表提出会社と関連当事者との間の取引のうち、連結財務諸表の作成に当たつて相殺消去された取引については、注記を要しない。

第十五条の四の二 連結財務諸表提出会社と関連当事者との間に取引

(新設)

がある場合(当該関連当事者が第三者のために当該提出会社との間で行う取引がある場合及び当該提出会社と第三者との間の取引で当該関連当事者が当該取引に関して当該提出会社に重要な影響を及ぼしている場合を含む。)には、その重要なものについて、次の各号に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

- 一 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該連結財務諸表提出会社の所有割合又は当該連結財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合
- 二 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該連結財務諸表提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合
- 三 当該連結財務諸表提出会社と当該関連当事者との関係取引の内容
- 四 取引の種類別の取引金額
- 五 取引の種類別の取引金額
- 六 取引条件及び取引条件の決定方針
- 七 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- 八 取引条件の変更があつた場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容
- 九 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権(財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する貸倒懸念債権をいう。)又は破産更生債権等(同号に規定する破産更生債権等をいう。第二十三条第一項第三号において同じ。)に区分されている場合には、次に

	掲げる事項
	イ 当連結会計年度末の貸倒引当金残高
	ロ 当連結会計年度に計上した貸倒引当金繰入額等
	ハ 当連結会計年度に計上した貸倒損失等（一般債権（財務諸表等規則第八条の十第一項第九号に規定する一般債権をいう。）に区分されていた場合において生じた貸倒損失を含む。）
	十 関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、前号に準ずる事項
2	前項の規定にかかわらず、同項第九号及び第十号に掲げる事項は、第十五条の四各号に掲げる関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。
3	前二項の規定は、連結子会社と関連当事者との間に取引がある場合に準用する。
4	第一項に規定する取引のうち、連結財務諸表の作成に当たって相殺消去された取引については、注記を要しない。
5	関連当事者との間の取引のうち次の各号に定める取引については、第一項に規定する注記を要しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</li> <li>二 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</li> </ul>
6	第一項（第三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項は、財務諸表等規則様式第一号に準じて注記しなければならない。

(親会社又は重要な関連会社に関する注記)

第十五条の四の三 連結財務諸表提出会社が、次の各号に定める場合に該当するときは、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

(新設)

一 親会社が存在する場合 当該親会社の名称並びにその発行する有価証券を金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。以下この号において同じ。）に上場している場合にあつてはその旨及び当該金融商品取引所の名称、その発行する有価証券を金融商品取引所に上場していない場合にあつてはその旨

二 重要な関連会社が存在する場合 当該関連会社の名称並びに持分法による投資利益又は持分法による投資損失の金額の算定対象となつた当該関連会社の貸借対照表及び損益計算書における次に掲げる項目の金額

イ 貸借対照表項目（流動資産合計、固定資産合計、流動負債合計、固定負債合計、純資産合計その他の重要な項目をいう。）  
ロ 損益計算書項目（売上高、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額、当期純利益金額又は当期純損失金額その他の重要な項目をいう。）

2 前項第二号イ及びロに掲げる項目の金額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる方法により記載することができる。この場合には、その旨を記載しなければならない。

- 一 重要な関連会社について合算して記載する方法
- 二 持分法による投資利益又は持分法による投資損失の金額の算定対象となつた関連会社について合算して記載する方法

(有価証券に関する注記)

第十五条の六 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

- 一・二 (略)
  - 三 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等をいう。)(ごとの次に掲げる事項
- 2/4 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第十五条の七 デリバティブ取引については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

- 一 (略)
- 二 取引の時価等に関する事項(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)(取引の対象物の種類(通貨、金利、株式、債券及び商品等をいう。)(ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

(有価証券に関する注記)

第十五条の六 有価証券については、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、第五号に掲げる事項については、同号に規定するその他有価証券の売却損益の合計額の金額の重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。

- 一・二 (略)
  - 三 その他有価証券で時価のあるもの 有価証券の種類(株式及び債券等をいう。)(ごとの次に掲げる事項
- 2/4 (略)

(デリバティブ取引に関する注記)

第十五条の七 デリバティブ取引については、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。

- 一 (略)
- 二 取引の時価等に関する事項(ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる。)(取引の対象物の種類(通貨、金利、株式、債券及び商品等)ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定根拠

2 前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引をいう。）による区分、市場取引（財務諸表等規則第八条第十項第三号に規定する取引をいう。）とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（パーチェス法を適用した場合の注記）

第十五条の十二 当連結会計年度においてパーチェス法を適用した企業結合が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 十二（略）
- 二 三（略）

（事業分離の注記）

第十五条の十六 当連結会計年度において事業分離が行われ、当該事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、事業分離が行われた連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

（各資産の範囲）

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の三まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の四まで及び第三十

2 前項第二号に定める事項は、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）による区分、市場取引とそれ以外の取引の区分、買付約定に係るものと売付約定に係るものの区分、連結決算日から取引の決済日又は契約の終了時までの期間による区分等の区分により、デリバティブ取引の状況が明瞭に示されるよう記載するものとする。

（パーチェス法を適用した場合の注記）

第十五条の十二 企業結合において、パーチェス法を適用した場合には、当連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 十二（略）
- 二 三（略）

（事業分離の注記）

第十五条の十六 分離元企業は、事業分離が共通支配下の取引等及び共同支配企業の形成に該当しない場合には、事業分離が行われた連結会計年度において、次の各号に掲げる事項を注記しなければならない。

（各資産の範囲）

第二十二条 財務諸表等規則第十五条から第十六条の二まで、第二十二條、第二十七條、第三十一条から第三十一条の三まで及び第三十

六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。この場合において、同規則第二十二号第八号及び第二十七号第十二号中「財務諸表提出会社」とあるのは「連結会社」と読み替えるものとする。

- 一～四 (略)
- 2 (略)

(流動資産の区分表示)

第二十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

- 一・二 (略)
- 三 リース債権及びリース投資資産(通常の取引に基づいて発生したものに限り、破産更生債権等で一年内に回収されないことが明らかでないものを除く。)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)

- 2 (略)

3 第一項第七号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を

六条の規定は、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及び繰延資産の範囲について準用する。

- 一～四 (略)
- 2 (略)

(流動資産の区分表示)

第二十三条 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

- 一・二 (略)
- (新設)
- 三
- 四
- 四の二 (略)
- 五 (略)

- 2 (略)

3 第一項第五号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を

超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(有形固定資産の区分表示)

第二十六条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇三 (略)

四 リース資産(連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第一号から第三号まで及び第六号に掲げるものである場合に限る。)

五・六 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項各号(第四号及び第五号を除く。)に掲げる項目に含めることができる。

4 第二十三条第三項の規定は、第一項第六号の資産について準用する。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に

超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(有形固定資産の区分表示)

第二十六条 有形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一〇三 (略)

(新設)

四・五 (略)

2 (略)

(新設)

3 第二十三条第三項の規定は、第一項第五号の資産について準用する。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に

従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号又は第二号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第三号に属する資産と一括して掲記することができる。

一 (略)

二 リース資産（連結会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件が第三号に掲げるものである場合に限る。）

三 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げるリース資産に区分される資産については、同項第三号に掲げる項目に含めることができる。

4 第二十三条第三項の規定は、第一項第三号の資産について準用する。

5 (略)

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第一号の項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下である場合には、第二号に属する資産と一括して掲記することができる。

一 (略)

（新設）

二 (略)

2 (略)

（新設）

3 第二十三条第三項の規定は、第一項第二号の資産について準用する。

4 (略)

（投資その他の資産の区分表示等）

第三十条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、当該項目に属する資産の金額が資産の総額の百分の一以下のもので、他の項目に属する資産と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三 繰延税金資産

四 その他

2 5 4 (略)

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第四号の資産について準用する。

(各負債の範囲)

第三十六条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の三まで、第五十一条から第五十一条の三までの規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三 リース債務

四 (略)

五 (略)

六 (略)

一・二 (略)

三 その他

三の二 繰延税金資産

2 5 4 (略)

5 第二十三条第三項の規定は、第一項第三号の資産について準用する。

(各負債の範囲)

第三十六条 財務諸表等規則第四十七条から第四十八条の二まで、第五十一条及び第五十一条の二の規定は、流動負債及び固定負債の範囲について準用する。

(流動負債の区分表示)

第三十七条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第四号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

三 (略)

三の二 (略)

四 (略)

七| (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 (略)

4 第一項第六号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

5 第一項第七号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

三| リース債務

四| (略)

五| (略)

2 前項の規定は、同項各号の項目に属する負債で別に表示することが適当であると認められるものについて、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。

3 (略)

4 第一項第四号の引当金は、当該引当金の設定目的を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、その金額が少額なもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

5 第一項第五号の負債のうち、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

第三十八条 固定負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、第三号以外の項目に属する負債の金額が負債及び純資産の合計額の百分の一以下のもので、他の項目に属する負債と一括して表示することが適当であると認められるものについては、適当な名称を付した科目をもつて一括して掲記することができる。

一・二 (略)

(新設)

二の二 (略)

- 五| (略)
- 六| (略)
- 七| (略)

2 (略)

3 前条第四項の規定は、第一項第五号の引当金について準用する。

4 前条第五項の規定は、第一項第七号の負債について準用する。

5 (略)

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

第四十五条 第二十三条第一項第六号に掲げる繰延税金資産と第三十七條第一項第五号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 第三十条第一項第三号に掲げる繰延税金資産と第三十八條第一項第四号に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第六十七条 準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別損失又は特別利益として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名称を付した科目をもつて掲記しな

- 三| (略)
- 四| (略)
- 五| (略)

2 (略)

3 前条第四項の規定は、第一項第三号の引当金について準用する。

4 前条第五項の規定は、第一項第四号の負債について準用する。

5 (略)

(繰延税金資産又は繰延税金負債の表示)

第四十五条 第二十三条第一項第四号の二に掲げる繰延税金資産と第三十七條第一項第三号の二に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 第三十条第一項第三号の二に掲げる繰延税金資産と第三十八條第一項第二号の二に掲げる繰延税金負債とがある場合には、異なる納税主体に係るものを除き、その差額を繰延税金資産又は繰延税金負債として投資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

(特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額)

第六十七条 第四十五条の二第一項に規定する準備金等の繰入れ又は取崩しがあるときは、当該繰入額又は取崩額は、特別利益又は特別損失として、当該繰入れ又は取崩しによるものであることを示す名

ければならない。

称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

改正案						現 行					
様式第四号 【連結貸借対照表】						様式第四号 【連結貸借対照表】					
区 分	注記 番号	前連結会計年度 (平成 年 月 日)		当連結会計年度 (平成 年 月 日)		区 分	注記 番号	前連結会計年度 (平成 年 月 日)		当連結会計年度 (平成 年 月 日)	
		金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)			金 額 (円)	構成比 (%)	金 額 (円)	構成比 (%)
(資産の部)						(資産の部)					
I 流動資産						I 流動資産					
現金及び預金			×××		×××	現金及び預金		×××		×××	
受取手形及び売掛金		×××			×××	受取手形及び売掛金		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××		-×××	×××		-×××		×××	
リース債権及びリース投資資産		×××			×××	有価証券		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××		-×××	たな卸資産		×××		×××	
有価証券			×××		×××	繰延税金資産		×××		×××	
たな卸資産			×××		×××	その他		×××		×××	
繰延税金資産			×××		×××	流動資産合計		×××		×××	
その他			×××		×××	II 固定資産					
流動資産合計			×××		×××	1 有形固定資産					
II 固定資産						II 固定資産					
1 有形固定資産						1 有形固定資産					
建物及び構築物		×××			×××	建物及び構築物		×××		×××	
減価償却累計額		-×××	×××		-×××	×××		-×××		×××	
機械装置及び運搬具		×××			×××	減価償却累計額		×××		×××	
減価償却累計額		-×××	×××		-×××	×××		-×××		×××	
土地			×××		×××	土地		×××		×××	
リース資産		×××			×××	建設仮勘定		×××		×××	
減価償却累計額		-×××	×××		-×××	×××		×××		×××	
建設仮勘定			×××		×××	その他		×××		×××	
その他		×××			×××	減価償却累計額		-×××		×××	
減価償却累計額		-×××	×××		-×××	×××		-×××		×××	
有形固定資産合計			×××		×××	有形固定資産合計		×××		×××	
2 無形固定資産						2 無形固定資産					
のれん			×××		×××	のれん		×××		×××	
その他			×××		×××	その他		×××		×××	
無形固定資産合計			×××		×××	無形固定資産合計		×××		×××	
3 投資その他の資産						3 投資その他の資産					
投資有価証券			×××		×××	投資有価証券		×××		×××	
長期貸付金		×××			×××	長期貸付金		×××		×××	
貸倒引当金		-×××	×××		-×××	×××		-×××		×××	
						繰延税金資産		×××		×××	
						その他		×××		×××	
						投資その他の資産合計		×××		×××	
						固定資産合計		×××		×××	

	繰延税金資産		×××		×××				III 繰延資産									
	その他		×××		×××				創立費		×××						×××	
	投資その他の資産合計		×××		×××				開業費		×××						×××	
	固定資産合計		×××		×××				株式交付費		×××						×××	
	III 繰延資産								社債発行費		×××						×××	
	創立費		×××		×××				開発費		×××						×××	
	開業費		×××		×××				繰延資産合計		×××						×××	
	株式交付費		×××		×××				資産合計		×××						×××	
	社債発行費		×××		×××				(負債の部)									
	開発費		×××		×××				I 流動負債									
	繰延資産合計		×××		×××				支払手形及び買掛金		×××						×××	
	資産合計		×××		×××				短期借入金		×××						×××	
	(負債の部)								未払法人税等		×××						×××	
	I 流動負債								繰延税金負債		×××						×××	
	支払手形及び買掛金		×××		×××				引当金									
	短期借入金		×××		×××				製品保証引当金		×××			×××			×××	
	リース債務		×××		×××				……………		×××	×××		×××	×××		×××	
	未払法人税等		×××		×××				その他			×××					×××	
	繰延税金負債		×××		×××				流動負債合計		×××						×××	
	引当金								II 固定負債									
	製品保証引当金		×××		×××				社債		×××						×××	
	……………		×××	×××	×××	×××			長期借入金		×××						×××	
	その他		×××		×××				繰延税金負債		×××						×××	
	流動負債合計		×××		×××				引当金									
	II 固定負債								退職給付引当金		×××			×××			×××	
	社債		×××		×××				……………		×××	×××		×××	×××		×××	
	長期借入金		×××		×××				負ののれん			×××					×××	
	リース債務		×××		×××				その他			×××					×××	
	繰延税金負債		×××		×××				固定負債合計		×××						×××	
	引当金								負債合計		×××						×××	
	退職給付引当金		×××		×××				(純資産の部)									
	……………		×××	×××	×××	×××			I 株主資本									
	負ののれん		×××		×××				1 資本金		×××						×××	
	その他		×××		×××				2 資本剰余金		×××						×××	
	固定負債合計		×××		×××				3 利益剰余金		×××						×××	
	負債合計		×××		×××				4 自己株式		-×××						-×××	
	(純資産の部)								株主資本合計		×××						×××	
	I 株主資本								II 評価・換算差額等									
	1 資本金		×××		×××				1 その他有価証券評価差額金		×××						×××	
	2 資本剰余金		×××		×××				2 繰延ヘッジ損益		×××						×××	
	3 利益剰余金		×××		×××				3 土地再評価差額金		×××						×××	
	4 自己株式		-×××		-×××				4 為替換算調整勘定		×××						×××	

株主資本合計			×××			×××	
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金			×××			×××	
2 繰延ヘッジ損益			×××			×××	
3 土地再評価差額金			×××			×××	
4 為替換算調整勘定			×××			×××	
.....			×××			×××	
評価・換算差額等合計			×××			×××	
III 新株予約権			×××			×××	
IV 少数株主持分			×××			×××	
純資産合計			×××			×××	
負債純資産合計			×××			×××	

(記載上の注意)

(略)

### 様式第十号

#### 【借入金等明細表】

区 分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の長期借入金				—
1年以内に返済予定のリース債務				—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他の有利子負債				
合 計			—	

(記載上の注意)

- 第37条第1項第2号に規定する短期借入金、同項第3号及び第38条第1項第3号に規定するリース債務、同項第2号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。
- ～5. (略)
- リース債務、長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
- (略)

.....			×××			×××	
評価・換算差額等合計			×××			×××	
III 新株予約権			×××			×××	
IV 少数株主持分			×××			×××	
純資産合計			×××			×××	
負債純資産合計			×××			×××	

(記載上の注意)

(略)

### 様式第十号

#### 【借入金等明細表】

区 分	前期末残高 (円)	当期末残高 (円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の長期借入金				—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他の有利子負債				
合 計			—	

(記載上の注意)

- 第37条第1項第2号に規定する短期借入金、第38条第1項第2号に規定する長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）並びに金利の負担を伴うその他の負債（社債を除く。第5号において「その他有利子負債」という。）について記載すること。
- ～5. (略)
- 長期借入金及びその他の有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。
- (略)